

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
一般貨物	令和7年11月5日	八千代運輸株式会社(法人番号4010401029807) 代表者岩瀬朝仁	東京都港区海岸3丁目29番1号	新潟営業所	新潟県新潟市東区古湊町1-34	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和7年8月5日、車輪脱落事故を引き起こしたことを端緒として監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項)、(2)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項)	0	0
一般貨物	令和7年11月7日	有限会社イシダ(法人番号5110002010031) 代表者石田春雄	新潟県新潟市南区高井東1丁目1番18号	本社営業所	新潟県新潟市南区高井東1丁目1番18号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和6年10月8日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(3)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項)	0	0
一般貨物	令和7年11月10日	開田運輸株式会社(法人番号6230001008955) 代表者開田喬範	富山県小矢部市島70番地	本社営業所	富山県小矢部市島70-1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和7年1月23日、酒気帯び運転を行ったことを端緒として監査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項)、(3)点呼の記録違反一部記録なし(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)	2	2
一般貨物	令和7年11月21日	日本海ロジスティクス株式会社(法人番号5110001009545) 代表者小林孝弘	新潟県新潟市北区島見町2601番地21	本社営業所	新潟県新潟市北区島見町2601番地21	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和5年10月2日、改善報告未提出を端緒として監査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

## 運送事業者に対する行政処分(令和7年11月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
貨物軽	令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	青海郵便局営業所	新潟県糸魚川市大字寺地229-1	輸送施設の使用停止(103日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	出雲崎郵便局営業所	新潟県三島郡出雲崎町松本100-1	輸送施設の使用停止(103日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月3日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	飯山郵便局営業所	長野県飯山市飯山974	輸送施設の使用停止(105日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月2日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	常盤郵便局営業所	長野県飯山市照里907-4	輸送施設の使用停止(108日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

貨物軽	令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	薮原郵便局営業所	長野県木曽郡木祖村薮原1191-32	輸送施設の使用停止(107日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月20日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	布勢郵便局営業所	富山県氷見市飯久保268-4	輸送施設の使用停止(42日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月25日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)	
貨物軽	令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	立山郵便局営業所	富山県中新川郡立山町五百石79-6	輸送施設の使用停止(103日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	平郵便局営業所	富山県南砺市下梨2505	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	輪島郵便局営業所	石川県輪島市河井町15部13-10	輸送施設の使用停止(96日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月26日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	

貨物軽	令和7年11月5日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	田鶴浜郵便局営業所	石川県七尾市田鶴浜町部170	輸送施設の使用停止(98日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月9日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	木島平郵便局営業所	長野県下高井郡木島平村穂高3257-2	輸送施設の使用停止(105日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月2日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	上田郵便局営業所	長野県上田市中央西2-2-2	輸送施設の使用停止(103日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月4日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	真田郵便局営業所	長野県上田市真田町長3909-1	輸送施設の使用停止(109日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月4日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	豊井郵便局営業所	長野県中野市豊津389-3	輸送施設の使用停止(103日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	

貨物軽	令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	桑名川郵便局営業所	長野県飯山市照岡753-6	輸送施設の使用停止(103日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	大町郵便局営業所	長野県大町市大町3209	輸送施設の使用停止(103日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月28日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	喬木郵便局営業所	長野県下伊那郡喬木村940-4	輸送施設の使用停止(106日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月31日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	会田郵便局営業所	長野県松本市会田661-1	輸送施設の使用停止(106日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	高浜郵便局営業所	石川県羽咋郡志賀町高浜町ト7	輸送施設の使用停止(84日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月8日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	

貨物軽	令和7年11月12日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	七尾郵便局営業所	石川県七尾市生駒町1-1	輸送施設の使用停止(84日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月9日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	川東郵便局営業所	新潟県新発田市下羽津1587-1	輸送施設の使用停止(102日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	与板郵便局営業所	新潟県長岡市与板町与板524-4	輸送施設の使用停止(101日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	新道郵便局営業所	新潟県柏崎市新道4690	輸送施設の使用停止(101日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月31日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	麻績郵便局営業所	長野県東筑摩郡麻績村麻4136-1	輸送施設の使用停止(102日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月19日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	

貨物軽	令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	中土郵便局営業所	長野県北安曇郡小谷村中土7376-1	輸送施設の使用停止 (103日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	上滝郵便局営業所	富山県富山市中滝228	輸送施設の使用停止 (147日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	魚津郵便局営業所	富山県魚津市本江1007	輸送施設の使用停止 (96日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	水橋郵便局営業所	富山県富山市水橋畠等229-1	輸送施設の使用停止 (87日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	西海郵便局営業所	石川県羽咋郡志賀町西海風無へ37-1	輸送施設の使用停止 (83日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月10日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	

貨物軽	令和7年11月19日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	津幡郵便局営業所	石川県河北郡津幡町加賀爪ハ30-1	輸送施設の使用停止(82日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月20日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	巻郵便局営業所	新潟県新潟市西蒲区巻甲2806-1	輸送施設の使用停止(91日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月2日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	聖籠郵便局営業所	新潟県北蒲原郡聖籠町諏訪山1666-3	輸送施設の使用停止(99日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月4日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	新穂郵便局営業所	新潟県佐渡市新穂瓜生屋川原421	輸送施設の使用停止(95日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	羽茂郵便局営業所	新潟県佐渡市羽茂本郷673-1	輸送施設の使用停止(97日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月25日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	

貨物軽	令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	脇野町郵便局営業所	新潟県長岡市脇野町819-3	輸送施設の使用停止(95日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	千手郵便局営業所	新潟県十日町市水口沢76-4	輸送施設の使用停止(89日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	松之山郵便局営業所	新潟県十日町市松之山1598-7	輸送施設の使用停止(95日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	妙高高原郵便局営業所	新潟県妙高市関川720-5	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月25日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	辰口郵便局営業所	石川県能美市倉重町丁29-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月12日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	

貨物軽	令和7年11月26日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	中島郵便局営業所	石川県七尾市中島町中島甲103-1	輸送施設の使用停止(89日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月9日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
-----	------------	-------------------------------------	-------------------	----------	-------------------	-----------------	-----------------------------------	---	--

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。